

お支払いできない主な場合 (個人財産総合保険)

(1) 保険金をお支払いできない主な場合

①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②火災等の事故の際の紛失または盗難 ③戦争 ④内乱その他これらに類する事象または暴動 ④地震・噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質に起因する事故
なお、破損等の偶然な事故については上記のほか、以下の場合等についても保険金をお支払いできません。
⑥差押さえ、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害 ⑦保険の目的の出し ⑧自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類する事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 ⑨加工(建物の増築・改装・一部取りこわしを含む)、修理、調整作業上の過失、技術の拙劣による損害 ⑩擦損、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷(落書きを含む)であって、機能に支障をきたさない損害 ⑪偶然、外來の事故に直接起因しない電氣的、機械的事故による損害 ⑫保険をつけた物の置き忘れまたは紛失 ⑬詐欺・横領による損害 ⑭土地の沈下、移動または隆起による損害 ⑮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害 ⑯風、雨、ひょう、砂じんの吹き込み、浸

ご契約の際にご注意いただきたいこと

(1) 保険の目的(ご契約の対象)について【家財についてご契約の場合】

※**建物のみのご契約では、家財は補償されません。**
①ご契約の対象とならないもの
●自動車(自動三輪車、自動二輪車を含む、原動機付自転車を除く) ●通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 等(ただし、通貨等・預貯金証書は盗難の場合に限り一定限度で補償されます) ※ご契約の補償パターンによって異なります。
②申込書に明記しないとご契約の対象とならないもの(明記物件)
●1個または1組の価額が30万円をこえる貴金屬、宝玉、宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品(ただし、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がなく明記されない場合には、30万円を限度として保険金をお支払いします) ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物
※ただし、地震保険契約については、明記物件はご契約の対象には含まれません。

(2) 保険金額の設定

事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額(ご契約金額)は評価額[※]いっぱいにお決めください。(また、評価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは評価額を限度としますので、その超過部分はむだになります)特に、保険価額(時価額)を基準とするご契約(「損害額の決定方法」について「時価額」を選択されたご契約)の場合、保険金額が評価額(時価額)に満たない場合は、お支払いする保険金が損害額よりも少なくなる場合があります。

※評価額について

「損害額の決定方法」を「再取得価額」とした場合には、現在と同等の家や家財を再築・再購入するために必要な金額(再取得価額)を基準にご契約金額の設定をしていただきます。「時価額」とした場合には、ご契約金額も時価額(使用による消耗分を控除した価額)を基準に設定いただけます。

(3) ご契約時にお知らせいただきたいこと(告知義務)

①保険契約申込書の記載事項
ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除し、保険金もお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、保険の目的(保険をつけた建物や家財)の所在地、被保険者(補償を受けられる方)、建物の構造・用法、他の保険契約または共済契約(保険の目的を同一とする他の保険または共済の有無等)にご確認ください。
②他人のための契約
他人のために(他人の所有するものを保険の目的とする)保険契約をする場合には、必ずその旨を申込書に明記してください。明記していないときは、保険契約が無効とな

ります。

③ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の義務違反(告知義務、損害発生時の義務)による場合
下記の **ご契約の際にご注意いただきたいこと** をご参照ください。
④ご契約後にお知らせいただくこと(通知義務)
ご契約内容に次の変更が生じた場合には、必ず事前にご通知ください。ご通知がない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
①他の保険会社とこの保険と同様の補償をする他の保険契約または共済契約を締結するとき ②建物や家財を売却・譲渡するとき ③建物の構造または用途を変更するとき ④引越し等により保険の目的を他の場所に転移するとき ⑤建物の増築・改装・一部取りこわしまたはこの保険契約で補償しない事故による保険の目的の一部滅失により、建物や家財の価額が増加または減少したとき ⑥ご契約者の保険証券記載の住所または通知先を変更するとき
⑤建物の買い替え・建て替え
建物を買替えまたは建替えられる場合には必ず事前にお申し出ください。
⑥事故が発生した場合には(損害発生時の義務)
事故が発生した場合には、すみやかに取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。事故の日からその日を含めて30日以内にご通知のない場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。個人賠償責任や借家人賠償責任などの賠償責任を補償する特約をご契約の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず弊社にご相談いただけますからおすすめください。
⑦「保険金額の調整に関する特約」による保険料の返還または請求について
長期のご契約の場合、建築費または物価の変動に伴い建物の価額が上昇または下落し、保険金額(ご契約金額)を調整する必要がある場合があります。この場合、「保険金額の調整に関する特約」が付帯されたご契約では、常にご契約者の皆様に十分な補償を受けていただくため、弊社より保険金額の増額または減額のご案内をさせていただいた上で、相当の保険料をご請求またはご返還することになります。なお、ご請求した保険料をお支払いいただけない場合には、全焼等の際に十分な補償が受けられなくなる他、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。
⑧保険金をお支払いした後のご契約
損害保険金(通貨等および預貯金証書の盗難の場合を除きます)のお支払額が1回の事故で保険金額(再取得価額が限度)の100%となったときは、ご契約は損害発生時に終了します。なお100%とならない限り、保険金のお支払いが何回あっても保険金額(ご契約金額)は減額されず、ご契約は満期日まで有効です。
⑨保険料控除について(個人契約の場合)【平成19年1月1日現在】
地震保険の保険料のみ地震保険料控除の対象となり、火災保険の保険料については保険料控除の対象となりません。詳細は、取扱代理店・扱者または東京海上日動火災保険株式会社にお問合せください。

2007年7月～
<H19>

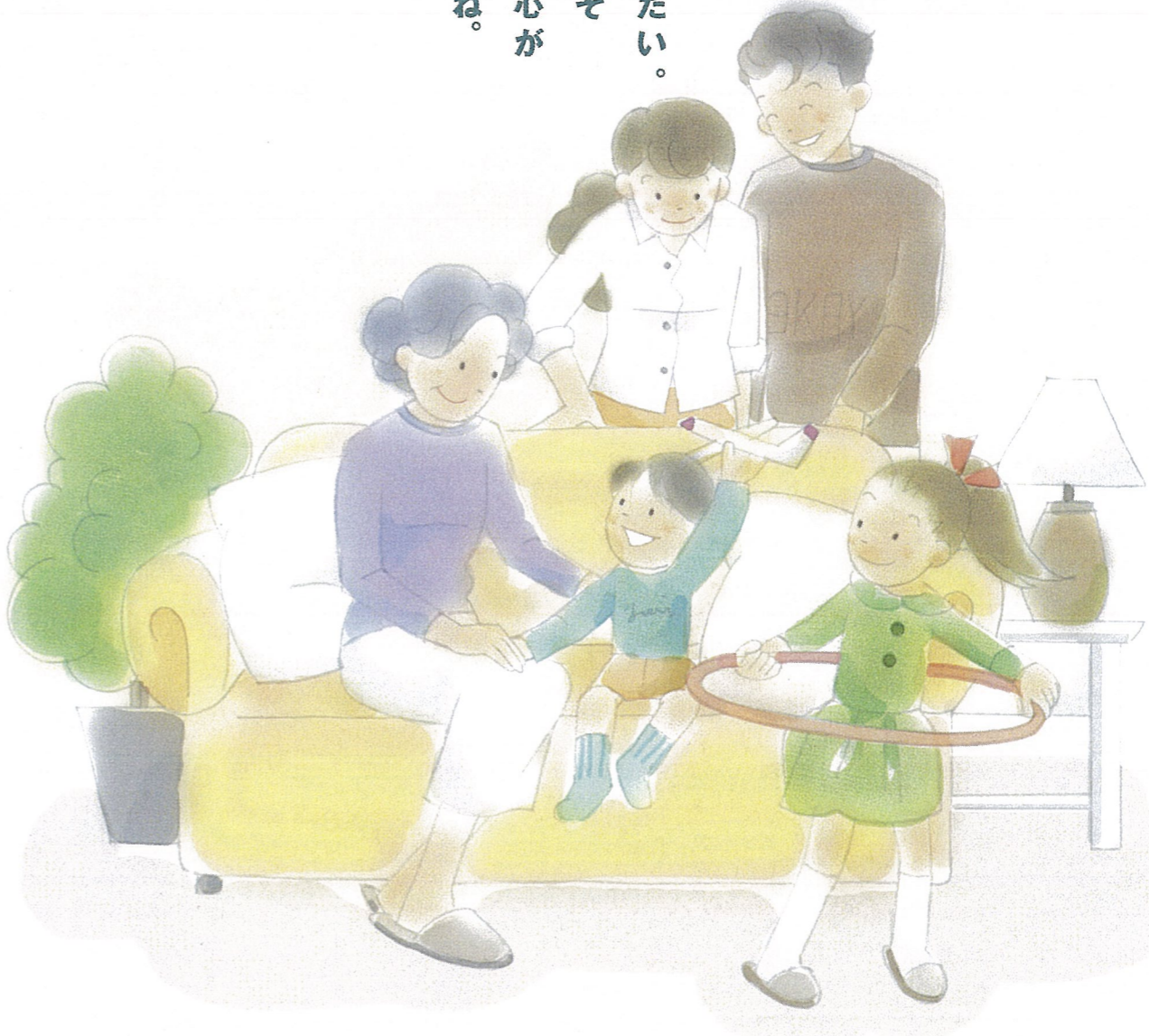
セキスイハイムのオーナーの方のためにご用意しました
大切なわが家には高品質の補償で大きな安心を

セキスイハイムオーナーズ保険

基本3タイプ
New Deluxe TYPE
New Basic TYPE
New Economy TYPE

「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は東京海上日動火災保険株式会社「個人財産総合保険」のセキスイ用販売タイプのペットネームです。

ずつと
笑顔でいたい。
だからこそ
納得の安心が
うれしいね。



東京海上日動のご契約者向けサービス この保険にご加入の皆様のためのフリーダイヤルサービスです。

東京海上日動安心110番 年中無休24時間受付	24時間事故受付サービス 事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでも、ご利用いただけます。	☎ 0120-119-110
住まいの緊急アシスト 年中無休24時間受付	水回り緊急サービス トイレ・風呂・台所の水漏れ、詰まり等の水回りのトラブルの際に、業者をご紹介いたします。(注) カギ開け緊急サービス 外出中にカギを紛失した場合などに、カギ開け業者を紹介いたします。(注) <small>(注)紹介事業者のご利用にかかる費用(出張費・作業料・部品代など)は、お客様のご負担となります。盗難等、一部地域ではご利用できない場合があります。</small>	☎ 0120-119-855
デイリーサポート 介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にお電話ください。(注1) ※各サービスは弊社提携先を通じてご提供します。	①身の回りの法律に関するご相談(注2) ②身の回りの税金に関するご相談(注2) ③介護保険制度やケアプランに関するご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談 ④看護師による健康についてのご相談(注3) ⑤公的年金等、社会保険に関するご相談(注2) ⑥グルメ・レジャー・冠婚等、暮らしのさまざまな情報のご提供 ⑦葬儀・法事に関するご相談 <small>(注1)ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生していて、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、保険契約者(法人は除く)、被保険者(法人は除く)、または保険契約者および被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動を除く)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接のご相談に限らせていただきます。 (注2)弁護士等のスケジュールとの関係で即日ご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 (注3)ご加入いただいている保険によっては、救急夜間や専門医に直接相談可能な「メディカルアシスト」がご利用いただけます。</small>	①②③⑤⑥は ☎ 0120-285-110 ①③⑤⑥は平日午前9時～午後5時、 ②は平日午後2時～午後4時、 ④は平日午前10時～午後4時、 いずれも土曜、日曜、祝祭日を除きます。 ⑦は ☎ 0120-119-487 年中無休24時間受付 ⑧は ☎ 0120-119-987 年中無休24時間受付

●このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ(東京海上日動個人財産総合保険)」の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご契約手続、その他この保険の詳しい内容は東京海上日動またはセキスイ保険サービスへご照会ください。
※建物をご契約される場合、住宅金融公庫等から融資を受けているときは、お引き受けができない場合がありますのでご相談ください。
●セキスイ保険サービスは、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。

したがいままでセキスイ保険サービスと有効に成立したご契約は東京海上日動と直接ご締結されたものとなります。
●保険期間が1年をこえる契約の場合は、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
●ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
●「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
●この保険商品に関するお客様のお取り引きが、保険以外

の他のお取り引きに影響を及ぼすことはありません。
●質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするの合意があったものとして、質権者に証券(本紙)を送付しますので、ご了承ください。
なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、セキスイ保険サービス株式会社・扱者にご請求ください。ご不明な点などがある場合には、セキスイ保険サービス株式会社までお問合せください。

◆お問い合わせ先
セキスイ保険サービス株式会社
(西日本) TEL.06-6365-4091
(東日本) TEL.03-5521-0760
〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4091
〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社
関西営業第一部営業第二課 〒540-8506 大阪市中央区城見2-2-53
化学産業営業部営業第一課 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

セキスイハイム・ツーユーホームは
環境にやさしいお住まいを
ご提供しています。



グランツーユー



ドマーニ



ツーユーミオーレ



パルフェ



ツーユーセントワ



ドマーニ



レトア



BJ



パルフェ



デシオ

「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は…

永く、快適で、やすらぐお住まいをご提供するセキスイが
さらに、家への安心を深めていただけるようにご提案する
セキスイハイムのオーナーの方のための長期火災保険です。

ご契約タイプはお客様のニーズにあわせて
3タイプからお選びいただけます。

『ニューデラックスタイプ(補償重視型)』

『ニューベーシックタイプ(補償/コスト両立型)』

『ニューエコノミータイプ(コスト重視型)』

New Deluxe TYPE

New Basic TYPE

New Economy TYPE



60年以上、快適に住み続け、
そして住み継ぐ家だから
しっかりと安心も手にしたいね。

「セキスイハイムオーナーズ保険」ご契約対象

対象は専用住宅および併用住宅で、保険期間は5年以上の物件です。
構造により対象とならない場合がありますので、詳細は弊社担当者
までご相談ください。

快適な暮らしを維持していただくために、お住まいのさまざまなリスクに備える 厳選した高品質の補償「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」

このパンフレットの内容は次のご契約を前提としてご案内しています。
●ご契約タイプ：ニューデラックス、ニューベーシック、ニューエコノミー
●損害額の決定方法：再取得価額
※再取得価額とは同等の建物を再築するのに必要な金額をいいます。
上記ご契約タイプは、東京海上日動火災保険株式会社「個人財産総合保険」の補償ではそれぞれA3、X3、B4となります。「ご契約タイプ」および「損害額の決定方法」の詳細はご契約のしおりをご確認いただくとともに、ご契約にあたっては保険契約申込書の記載内容をご確認ください。

お住まいの損害を幅広く補償します。

火災や爆発・落雷による災害や破損等、建物のほとんどすべてのリスクに対して補償します。さらに、お住まいの復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします。保険金だけで十分な復旧が可能です。

ご契約タイプ	火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク				その他リスク	
	1 火災・破裂・爆発	2 落雷	3 風災・ひょう災・雪災	4 水災 床上浸水、地盤面から45cmをこえる浸水、または損害割合が30%以上の場合	5 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	6 盗難による盗取・汚損・き損	7 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	8 騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	9 偶然な事故による破損等の損害 (自己負担額3万円)	残存物の片づけや取り壊すために必要な費用 仮修理をするために必要な費用 仮設物等を設置するために必要な費用
ニューデラックスタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニューベーシックタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
ニューエコノミータイプ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	○

○、○は保険金お支払いの対象となります。
×は保険金お支払いの対象とはなりません。

ご契約タイプ
ニューデラックスタイプ
ニューベーシックタイプ
ニューエコノミータイプ

一定額以上補償型(○)とは
損害額が20万円以上になった場合に保険金をお支払いします。

完全実損型(○)と実損型(○)の違い

損害割合	30%以上	15%~30%未満	15%未満
○	損害額	損害額	損害額
○	損害額	保険金額×15%(300万円限度)	保険金額×5%(100万円限度)

「セキスイハイムオーナーズ保険」では、地震・噴火・津波を原因とする火災等の損害については保険金は支払われません。地震等による損害については、別途地震保険をご契約いただく必要があります。

被災時の思わぬ出費もカバーします。

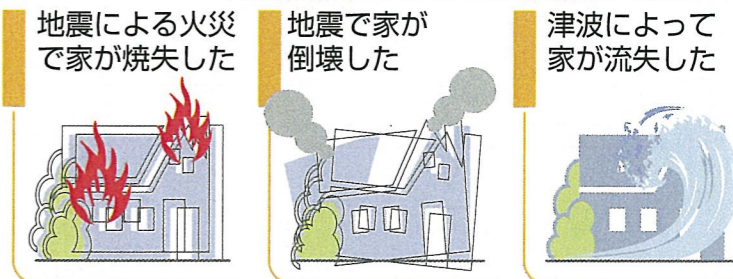
ご契約タイプ
ニューデラックスタイプ
ニューベーシックタイプ
ニューエコノミータイプ

ご契約タイプ	地震火災費用補償特約	罹災時諸費用補償特約	再築時諸費用補償特約	建物臨時賃借費用補償特約
ニューデラックスタイプ	○	○	○	○
ニューベーシックタイプ	○	○	×	×
ニューエコノミータイプ	○	○	×	×

(※)建物…半焼以上のとき、家財(家財保険をご契約された場合)…収容する建物が半焼以上あるいは家財が全焼となったとき

地震保険もプラスして万一の備え。

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に一定の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



地震による火災で家が焼失した	地震で家が倒壊した	津波によって家が流失した
全損	全損	全損
半損	半損	半損
一部損	一部損	一部損

地震保険の損害の程度 お支払い保険金
全損 地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
半損 地震保険のご契約金額の50%(時価の50%が限度)
一部損 地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

地震保険のご加入にあたって
●「セキスイハイムオーナーズ保険」とあわせてご契約いただけます。
●ご契約金額は、「セキスイハイムオーナーズ保険」ご契約金額の30~50%相当額とし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。
●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が5兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆円の割合によって削減されます。
●平成13年10月より住宅の耐震性能に応じた割引制度が導入され、住宅が一定の条件を満たしている場合に所定の確認資料をご提出いただくと、地震保険料率に10~30%の割引が適用されます。詳細は東京海上日動またはセキスイハイムサービスまでお問い合わせください。

大切な家財の損害は…

建物のみのご契約では家財は補償されません。家財の損害については、別途家財保険をご契約いただく必要があります。

家財が、建物内で上記1~9の事故により損害を受けた場合(※)に加え、通貨等・預貯金証書の盗難による損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

(※)ただし、9の盗難による損害の場合は以下の金額が限度となります。
1. 明記物件……1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度
2. 通貨等……1事故1構内につき20万円が限度
3. 預貯金証書……1事故1構内につき20万円が限度
9の事故の場合、1事故50万円限度で保険金をお支払いします。「明記物件」の詳細は、当パンフレットの表紙裏面をご覧ください。また、明記物件についての保険金は時価額を基準としてお支払いします。

家財の保険金額の目安(再取得価額)(2004年8月現在)

ご家族構成	1名	2名	3名	4名
20歳代		500万円	600万円	700万円
世帯主	300万円	900万円	1,000万円	1,100万円
30歳代				
40歳代		1,200万円	1,300万円	1,400万円
50歳代		1,500万円	1,600万円	1,700万円

※上記にないご家族構成の場合は、大人(18歳以上):140万円、小人(18歳未満):90万円を加算してください。



これで万全！
次世代への安心も
補償されるね。



『損害を補償する保険』から『総合的な安心も補償する保険』へ。
 おからだの『もしも』のときをサポートするメディカルアシストや
 お住まいの『万一』の出費をカバーする保険がご家族の皆様を守ります。

New Deluxe TYPE
 New Basic TYPE
 New Economy TYPE



メディカルアシスト

安心サポート……4つの電話相談・案内サービス

困ったときには
お電話1本!

0120-708-110

ご利用はフリーダイヤルで**お電話**(※1)いただくだけ!
 サービスのご利用は**無料**(※2)です。

(※1)ご連絡いただいた際には、お客様の証券番号等をご確認させていただく場合があります。
 (※2)サービスの内容によっては、お客様に実費をご負担いただく場合があります。

サービスの対象は「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」に
 個人でご加入のお客様とご家族の皆様です。

※本サービスは、東京海上日動が東京海上メディカルサービス、インターナショナルアシスタンスを通じてご提供します。

1 現役の救急の専門医が常駐 緊急医療相談サービス 24時間・365日

こんなときでも
安心サポート

- 深夜になって、子供が38度の発熱…どうしよう!
- 出勤しようとしたときに、急に動悸・息切れがする。動けないこともないのだが…

2 専門医による的確なアドバイス 予約制専門医相談サービス

こんなときでも
安心サポート

- ここ2~3カ月、背中がキリキリと痛むときがある。以前テレビで見た、すい臓がんの症状に似ているようだが…

事前にご予約ください

3 医療機関への道順もご案内 医療機関案内サービス 24時間・365日

こんなときでも
安心サポート

- 旅行先で持病が再発して体調を崩した。宿泊先から一番近い専門病院を知りたい!

4 経験豊富、高度なノウハウ 転院・患者移送手配サービス 24時間・365日

こんなときでも
安心サポート

- 出張先で緊急入院したが、容態も落ち着いてきたので、自宅の最寄りの病院へ転院したい。そのための手続きは…

さらに○東京海上日動安心110番、住まいの緊急アシスト、デイリーサポートもご用意しています。
 ※詳細は表紙裏面をご覧ください。

再取得価額の補償だから、もとどおりに!

『万一』の場合でも、
保険金だけで再築できます!

「セキスイハイムオーナーズ保険」の場合

再築可能な金額(再取得価額)で
ご契約 **3,000万円** 再取得価額 **3,000万円**



自己負担
なしで再築
できます!

再築には
1,000万円
の自己負担
が必要です。

現在の価額(時価額)で
ご契約 **3,000万円** 時価評価額 **2,000万円**

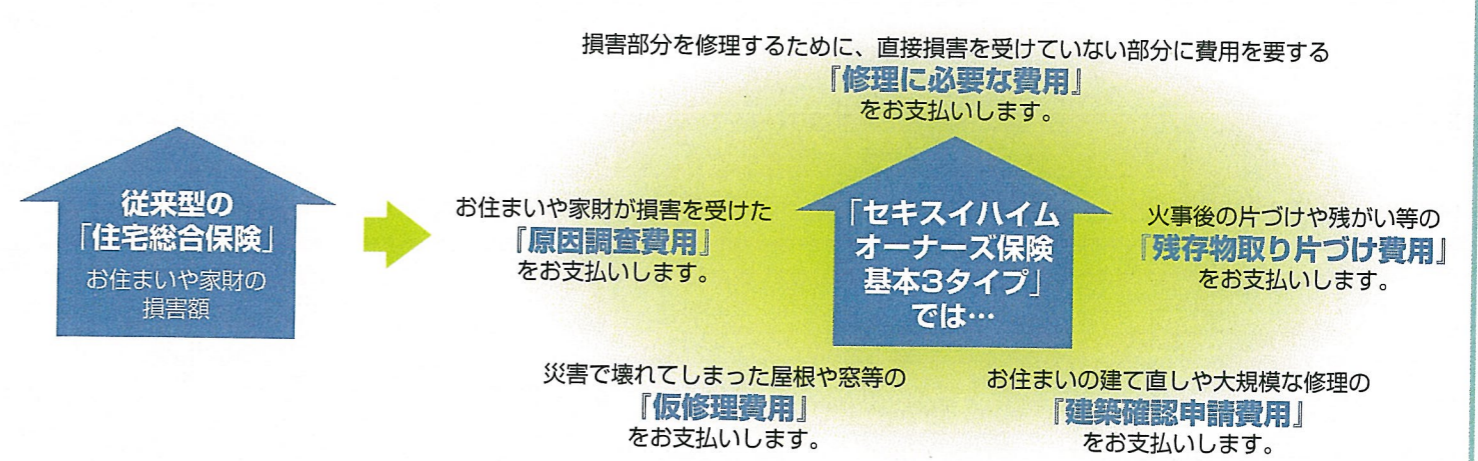
「時価額補償の火災保険」の場合

※建築費や物価の変動がないものとしての事例です。

お住まいや家財をもとどおりに!

修理費用はもちろん、修理に伴うさまざまな費用も
しっかりまとめて補償します! (改良費用は含みません)

お住まいや家財が火事等で燃えてしまったとき、元どおりに修復するには、さまざまな費用がかかります。
 「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は、従来型の保険では補償されなかった費用も補償します。



損害部分を修理するために、直接損害を受けていない部分に費用を要する
「修理に必要な費用」
 をお支払いします。

お住まいや家財が損害を受けた
「原因調査費用」
 をお支払いします。

「セキスイハイム
 オーナーズ保険
 基本3タイプ」
 では…

火事後の片づけや残がい等の
「残存物取り片づけ費用」
 をお支払いします。

災害で壊れてしまった屋根や窓等の
「仮修理費用」
 をお支払いします。

お住まいの建て直しや大規模な修理の
「建築確認申請費用」
 をお支払いします。

- (1) 保険金をお支払いできない主な場合
 ①ご契約者や被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②火災等の事故の際の紛失または盗難 ③戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動 ④地震・噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質に起因する事故
 なお、破損等の偶然な事故については上記のほか、以下の場合等についても保険金をお支払いできません。
 ⑥差押さえ、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使による損害 ⑦保険の目的のなし ⑧自然の消耗もしくは性質によるさび、かび、変色その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 ⑨加工(建物の増築・改築・一部取りこわしを含む)、修理、調整作業上の過失、技術の拙劣による損害 ⑩擦損、かき傷、塗料のはがれ等単なる外観の損傷(落書きを含む)であって、機能に支障をきたさない損害 ⑪偶然、外來の事故に直接起因しない電気的、機械的的事故による損害 ⑫保険をつけた物の置き忘れまたは紛失 ⑬詐欺・横領による損害 ⑭土地の沈下、移動または隆起による損害 ⑮電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害 ⑯風、雨、ひょう、砂じんの吹き込み、浸

- み込み、漏入による損害 ⑰植物について生じた損害 等
 家財についてご契約の場合は…
 ※上記のほか、家財の置き忘れや紛失についても保険金をお支払いできません。
 ※破損等の損害については、次のような家財または身の回り品の損害には保険金をお支払いできません。船舶、自転車、携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器、義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、動物、植物、クレジットカード、プリペイドカード、設計書 等
 (2) 保険料領収前に生じた損害
 保険料(追加保険料を含む)を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください(特定の契約を付帯した場合を除きます)。
 (3) ご契約者、被保険者(保険の補償を受けられる方)の義務違反(告知義務、通知義務、損害発生時の義務)による場合
 下記の「ご契約の際にご注意いただきたいこと」をご参照ください。

ご契約の際にご注意いただきたいこと

- (1) 保険の目的(ご契約の対象)について【家財についてご契約の場合】
 ※**建物のみご契約では、家財は補償されません。**
 ①ご契約の対象とならないもの
 ●自動車(自動三輪車、自動二輪車を除く) ●通貨等、有価証券、預貯金証書、印紙、切手 等(ただし、通貨等・預貯金証書は盗難の場合に限り一定限度で補償されます) ※ご契約の補償パターンによって異なります。
 ②申込書に明記しないとご契約の対象とならないもの(明記物件)
 ●1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝玉石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品(ただし、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がなく明記されない場合には、30万円を限度として保険金をお支払いします) ●稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、その他これらに類する物
 ※ただし、地震保険契約については、明記物件はご契約の対象には含まれません。
 (2) 保険金額の設定
 事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう、保険金額(ご契約金額)は評価額※いっばいにお決めください。(また、評価額を超えてご契約されても、保険金のお支払いは評価額を限度としますので、その超過部分はむだになります)特に、保険価額(時価額)を基準とご契約(「損害額の決定方法」について「時価額」を選択されたご契約)の場合、保険金額が評価額(時価額)に満たない場合は、お支払いする保険金が損害額よりも少なくなる場合があります。
 ※評価額について
 「損害額の決定方法」を「再取得価額」とした場合には、現在と同等の家や家財を再築・再購入するために必要な金額(再取得価額)を基準にご契約金額の設定をさせていただきます。「時価額」とした場合には、ご契約金額も時価額(使用による消耗分を控除した価額)を基準に設定いただけます。
 (3) ご契約時にお知らせいただきたいこと(告知義務)
 ①保険契約申込書の記載事項
 ご契約の際には、保険契約申込書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と違っている場合には、ご契約を解除し、保険金もお支払いできないことがあります。特にご契約者の住所・氏名、保険の目的(保険をつけた建物や家財)の所在地、被保険者(補償を受けられる方)、建物の構造・用法、他の保険契約または共済契約(保険の目的を同一とする他の保険または共済)の有無等にご注意ください。
 ②他人のための契約
 他人のために(他人の所有するものを保険の目的とする)保険契約をする場合には、必ずその旨を申込書に明記してください。明記していないときは、保険契約が無効とな

東京海上日動のご契約者向けサービス この保険にご加入の皆様のためのフリーダイヤルサービスです。

東京海上日動安心110番 年中無休24時間受付	24時間事故受付サービス 事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。いざというとき、全国どこからでも、ご利用いただけます。	☎ 0120-119-110
住まいの緊急アシスト 年中無休24時間受付	水回り緊急サービス トイレ・風呂・台所の水漏れ、詰まり等の水回りのトラブルの際に、業者をご紹介します。(注) カギ開け緊急サービス 外出中にカギを紛失した場合などに、カギ開け業者を紹介いたします。(注) (注)紹介事業者のご利用にかかる費用(出張費・作業料・部品代などは、お客様のご負担となります。船島等、一部地域ではご利用できない場合があります。	☎ 0120-119-855
デイリーサポート 介護・健康に関するご相談から暮らしのインフォメーションまで、あなたのデイリーライフをバックアップします。お気軽にお電話ください。(注1) ※各サービスは弊社提携先を通じてご提供します。	①身の回りの法律に関するご相談(注2) ②身の回りの税金に関するご相談(注2) ③介護保険制度やケアプランに関するご相談、各種介護関連事業者のご案内等介護全般に関するご相談 ④看護師による健康についてのご相談(注3) ⑤公的年金等、社会保険に関するご相談(注2) ⑥グルメ・レジャー・冠婚等、暮らしのさまざまな情報のご提供 ⑦葬儀・法事に関するご相談 (注1)ご相談の対象は、保険期間中にご相談内容の事故が発生して、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合で、保険契約者(法人は除く)、被保険者(法人は除く)、または保険契約者および被保険者の配偶者・同居の親族(以下相談対象者)に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除く)とし、相談対象者のうちのいずれかの方からの直接のご相談に限らせていただきます。 (注2)弁護士等のスケジュールとの関係で即日ご回答できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。 (注3)ご加入いただいている保険によっては、救急等専用窓口にも直接相談可能な「メディカルアシスト」がご利用いただけます。	①②③⑤⑥は ☎ 0120-285-110 ①④⑤は平日午前9時～午後5時、 ②は平日午後2時～午後4時、 ③は平日午前10時～午後4時、 いずれも土曜、日曜、祝祭日を除きます。 ④は ☎ 0120-119-487 年中無休24時間受付 ⑦は ☎ 0120-119-987 年中無休24時間受付

- このパンフレットは「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ(東京海上日動個人財産総合保険)」の概要を紹介したものです。保険金のお支払条件・ご契約手続、その他この保険のくわしい内容は東京海上日動またはセキスイハイムサービスへご照会ください。
 ※建物をご契約される場合、住宅金融公庫等から融資を受けているときは、お引き受けができない場合がありますのでご相談ください。
- セキスイハイムサービスは、東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っています。
- しががままてセキスイハイムサービスと有効に成立したご契約は東京海上日動と直接ご締結されたものとなります。
 ●保険期間が1年をこえる契約の場合は、ご契約のお申し込みの撤回または解除を申し出ることができるクーリングオフ制度があります。
 ●ご契約者と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明ください。
 ●「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は預金等ではなく、預金保険のお支払いの対象とはなりません。
 ●この保険商品に関するお客様のお取り引きが、保険以外の他のお取り引きに影響を及ぼすことはありません。
 ●質権を設定される場合には、特段のお申し出がない限り、ご契約者と質権者との間に保険証券は質権者の保管とするとの合意があったものとして、質権者に証券(本紙)を送付しますので、ご了承ください。
 なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり」をご用意しておりますので、必要に応じて、セキスイハイムサービス株式会社・扱者にご請求ください。ご不明な点などがある場合には、セキスイハイムサービス株式会社までお問合せください。

◆お問い合わせ先

セキスイ保険サービス株式会社
 (西日本) TEL.06-6365-4091
 (東日本) TEL.03-5521-0760

〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
 〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
 TEL.06-6365-4091
 〈引受保険会社〉
東京海上日動火災保険株式会社
 関西営業第一部営業第二課 〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53
 化学産業営業部営業第一課 〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1
 http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ
 家財保険のご案内(家財追加補償特約)

「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」は東京海上日動火災保険株式会社「個人財産総合保険」のセキスイ用販売タイプのペットネームです。

ご存知ですか?

建物の火災保険だけでは、
 家財の補償はされません。

なんと
 合計 1,100万円
 “家財”の値段は予想以上に高額です!

<p>子供部屋の家財</p> <p>学習用具(机、本棚等2人分).....20万円 書籍・参考書等.....15万円 寝具(2人分).....10万円 衣類(2人分).....60万円 おもちゃ一式.....15万円 その他.....25万円</p> <p>計 145万円</p>	<p>キッチン、バスルームの家財</p> <p>食器戸棚(2).....20万円 冷蔵庫、オーブン.....30万円 食器類、調理器具.....25万円 食堂テーブル・いす.....15万円 洗濯機・ランドリー.....15万円 その他.....30万円</p> <p>計 135万円</p>
<p>寝室の家財</p> <p>和・洋タンス(1)、整理タンス(2).....42万円 婦人和服.....80万円 紳士・婦人コート、スーツ、他衣料.....350万円 寝具(客用含む).....30万円 本棚・書籍.....30万円 化粧台・化粧品一式.....20万円 その他.....36万円</p> <p>計 588万円</p>	<p>リビングルームの家財</p> <p>応接セット、サイドボード.....35万円 テレビ・ビデオ・DVD.....50万円 CD・ステレオ.....17万円 エレクトーン.....35万円 パソコン・プリンタ.....35万円 その他.....60万円</p> <p>計 232万円</p>

ご夫婦とお子さま2名(世帯主の年齢30歳代)でお住まいの方の一例です。再取得価額(同等の家財を新たに購入するのに必要な金額)で算出したものです。

家財の保険もセキスイにお任せください!
 セキスイハイム。

大切な家財の損害もワイドな補償で大きな安心を

厳選した高品質の補償「セキスイハイムオーナーズ保険基本3タイプ」



このパンフレットの内容は次の契約を前提としてご案内しています。
●ご契約タイプ：ニューデラックス、ニューベーシック、ニューエコノミー
●損害額の決定方法：再取得価額 ※再取得価額とは同等の家財を再取得するのに必要な金額をいいます。
上記ご契約タイプは、東京海上日動火災保険株式会社「個人財産総合保険」の補償では、それぞれA3、X3、B4となります。「ご契約タイプ」および「損害額の決定方法」の詳細はご契約のしおりをご確認いただくとともに、ご契約にあたっては保険契約申込書の記載内容をご確認ください。

『家財保険』へのご加入をおすすめします。

火災や爆発・落雷による災害や破損等、家財のほとんどすべてのリスクに対して補償します。さらに、家財の復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。

実際にかかった修理費を基準に保険金をお支払いします。保険金だけで十分な復旧が可能です。

ご契約タイプ	火災リスク		自然災害リスク		日常災害リスク					
	1 火災・破裂・爆発	2 落雷	3 風災・ひょう災・雪災	4 水災 床上浸水、地盤面から45cmをこえる浸水、または損害割合が30%以上の場合	5 給排水設備に生じた事故または他の戸室で生じた事故による水濡れ	6 盗難による盗取・汚損・き損 (ただし、明記物件については1事故につき1個または1組ごとに100万円が限度)	7 建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等	8 騒ぎよう・集団行動・労働争議に伴う暴力・破壊行為	9 偶発な事故による破損等の損害 (自己負担額3万円) (ただし、1事故50万円が限度)	10 盗難による通貨等・預貯金証書の損害 (ただし、盗難による損害の場合については以下の金額が限度となります) 通貨等…1事故1構内につき20万円が限度 預貯金証書…1事故1構内につき200万円が限度
ニューデラックスタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニューベーシクタイプ	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
ニューエコノミータイプ	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×

損害割合	30%以上	15%~30%未満	15%未満
○	損害額	損害額	損害額
○	損害額	保険金額×15%(300万円限度)	保険金額×5%(100万円限度)

○、○は保険金お支払いの対象となります。
×は保険金お支払いの対象とはなりません。

一定額以上補償型(○)とは損害額が20万円以上になった場合に保険金をお支払いします。
完全実損型(○)と実損型(○)の違い

被災時の思わぬ出費もカバーします。

ご契約タイプ	地震火災費用補償特約	罹災時諸費用補償特約
ニューデラックスタイプ	○	○
ニューベーシクタイプ	○	○
ニューエコノミータイプ	○	○

地震火災費用補償特約
地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、一定以上の損害(※)を受けた場合に保険金額の5%をお支払いします。(ただし、300万円が限度)

罹災時諸費用補償特約
事故に伴う諸費用の補償として、損害保険金の30%をお支払いします。(ただし、100万円が限度)

(※)家財(家財保険をご契約された場合)…収容する建物が半焼以上あるいは家財が全焼となったとき

地震保険で万一の備え。

地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって家財に一定の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。



損害の程度	お支払い保険金
全損	地震保険のご契約金額の100%(時価が限度)
半損	地震保険のご契約金額の50%(時価の50%が限度)
一部損	地震保険のご契約金額の5%(時価の5%が限度)

地震保険のご加入にあたって
●「セキスイハイムオーナーズ保険」とあわせてご契約いただけます。
●ご契約金額は、「セキスイハイムオーナーズ保険」ご契約金額の30~50%相当額とし、1,000万円が限度となります。
●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全体の支払保険金総額が5兆円を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆円の割合によって削減されます。
●平成13年10月より住宅の耐震性能に応じた割引制度が導入され、住宅が一定の条件を満たしている場合に所定の確認資料をご提出いただくと、地震保険料率に10~30%の割引が適用されます。詳細は東京海上日動またはセキスイハイムサービスまでお問い合わせください。

万一のうっかりをサポート!

ご契約後にご購入された貴金属や宝石等(※)を明記し忘れても30万円を限度として保険金をお支払いします。(※)1個または1組の価額が30万円をこえる場合次のものは申込書に明記しないと、ご契約の対象になりません。(明記物件)
●1個または1組の価額が30万円をこえる貴金属、宝玉、宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品等
※ただし、ご契約者・被保険者に故意または重大な過失がなく明記されていない場合には、損害額を30万円とみなして保険金をお支払いします。
●稿本(本等の原稿)、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類するもの

安心が継続されます!

家財の補償には「自動継続特約」が付帯されていますので、主契約(建物のご契約)満期まで自動的に更新されます。
●家財追加補償特約の満了する日の属する月の前月10日までに、継続しない旨のお申し出がない限り自動的に継続されます。
●継続されるご契約の保険料は、特定の特約を付帯した場合を除き、継続前契約の保険期間の満了する日までにお支払いください。お支払いのない場合には、事故が発生しても保険金をお支払いできなくなったり、また契約を解除することがあります。

さらに○おからだの「もしも」のときをサポートするメディカルアシストもご用意しています。

ご家族構成により必要額は違います!

ご家族構成		1名	2名	3名	4名
世帯主の年齢	20歳代	300万円	500万円	600万円	700万円
	30歳代		900万円	1,000万円	1,100万円
	40歳代		1,200万円	1,300万円	1,400万円
	50歳代		1,500万円	1,600万円	1,700万円

※上記にないご家族構成の場合は、大人(18歳以上)：140万円、小人(18歳未満)：90万円を計算してください。価額には明記物件の価額は含まれていません。明記物件については別途「時価額」を評価します。価額はあくまでも目安であり、必要に応じて調整します。